

「外国人材の受け入れ」に関する緊急提言
～ 人口減少を阻止し、地域を活性化するための
外国人材の受け入れを促進する「基本法」の制定を～
(骨子)

一般財団法人 未来を創る財団
定住外国人政策研究会

1. 背景・問題意識など

日本における外国人比率は他の G7 諸国に比べ相当低く、また、日本政府も「日本は移民政策を採っていない」という公式見解を取り続けていることから、選挙の争点などにもなっていないが、2070年には日本の外国人比率も1割を超えるとの推計もあり、遠くない将来、日本にも諸外国と同様の事態が訪れることは明らかである。

こうした中で、「外国人材の受け入れ」の問題については、単に約377万人の外国人の処遇の問題ではなく、「人口の不可逆的な大減少」と「地方の存立基盤の崩壊」という危機に直面している1億2,400万人の日本社会全体に関わる大問題として、「少子高齢化」や「地方創生」などの政策とも一体的・総合的な議論の開始が求められている。

日本におけるこれまでの「外国人の受け入れ」は、産業界主導による「理念なき無戦略な」受け入れであった。「人手不足を補いたい」という受け身的かつその場しのぎ的な対応であったが、日本として「どのような外国人材の受け入れが望ましいか」といった「基本理念」や「基本方針」の議論を、すぐにでも開始すべきである。

2. 基本的考え方（基本理念、基本方針など）

日本の外国人政策の根本的欠陥は、「基本理念」が示されていないことである。基本法に「統合」を明記しているスイスの例に倣い、日本も、外国人政策の「基本理念」を「外国人材の日本社会・文化への統合」とすべきである。

また、外国人材を「人手不足解消のための安価な労働力」としてではなく、地域経済・日本経済の「担い手」と位置付けた上で、「地域、ひいては日本全体を豊かにする外国人材」すなわち「我が国の経済成長に貢献する外国人材」については積極的に受け入れていく、という考え方を「基本方針」とすべきである。

さらに、こうした「積極的に受け入れるべき外国人材」の定義・基準を決めるのは、一義的には、受け入れるそれぞれの地域（自治体）であるべきである。その際、外国人材を「高度外国人材」と「それ以外」に区分し前者のみを受け入れる、というこれまでの画一的な「二元論」からは脱却する必要がある。

3. 提言 — 「定住外国人基本法」の制定を—

上記の「基本理念」と「基本方針」の下、外国人材の受け入れを、責任と権限を持った「地方自治体が主導」する形で実現していくことを、以下の通り、日本でも「定住外国人基本法（仮称）」の制定という形で法定化していくことが、今こそ必要である。

(1) 「基本理念」及び「基本方針」の明記（前述）

(2) 「地域主導主義」の明記

外国人材は「職業人」とすると同時に「生活者」として、その多くがそれぞれの地域で定住することから、外国人材の受け入れについて、「地方自治体」に、より明確に管理や支援の責務を与え、必要な権限移譲を行う必要がある。「基本法」には、外国人材の受け入れを行う上での「地域主導主義」、すなわち地方自治体の「責務」とともに「主導性」を明記すべきである。

(3) 「地域主導主義」の実現のための「基本的な枠組み」

まず、それぞれの地方自治体ごとに、前述の「地域を（ひいては日本を）豊かにする外国人材」の「定義・基準」を設定する。これに基づき各自治体は、企業などからも意見を聴いた上で、受け入れたい外国人材の業種・職種、技術・技能水準、国籍、期間、規模等についての詳細な「地域戦略（計画）」を策定し、これを「要望」として国に申請する。

これらを全国的に集計したものが、日本国全体の「基本戦略（計画）」となるが、各自治体の受け入れ枠など、その最終的なコントロールは国が一定の基準の下で行い、諸外国との調整なども行う。

受け入れた外国人材については、各自治体が責任をもって管理・支援し、国は自治体等に対し、必要な財源の移譲等を行う。また、国のレベルに、専門家による「定住外国人政策委員会」（仮称）を設置するなど、国及び自治体の体制整備を行う。

(4) 「日本社会の安心と安全の確保」の重要性

「基本法」には、「外国人材の受け入れに当たっては、日本社会の安心と安全の確保に資するようになることに留意しなければならない」旨を定めるべきである。

(5) 在留資格「地方創生（仮称）」の創設

「地域主導主義」に基づき自治体主導で外国人材を地方圏に誘導する政策を「在留資格制度」の面からも一層推進するため、外国人材の受け入れが進んでいない地方圏を念頭に置いた上で、新たな在留資格としての「地方創生（仮称）」を創設すべきである。具体的には、「地方創生」の資格取得者には、例えば、地方圏における一定の居住義務期間等を設け、期間経過後には、永住資格の申請を、より短い年数で申請できるなどのインセンティブを与える。

4. むすび

「地方創生」を目玉政策に据える石破政権には、「地方自治体」の主導の下、「地域、ひいては日本を豊かにする外国人材の受け入れ」が適切に進められるよう、我が国の「特区制度」や諸外国の制度なども参考にしながら、「定住外国人基本法（仮称）」の検討を早急に進めていただきたい。

また、上記法整備を待たずとも、「地方自治体」の各首長におかれては、自らの地域における真に必要な外国人材の受け入れと、「統合」に向けた戦略及び具体策を自主的・精力的に検討し、大いに進めていただきたい。